

一五・一六世紀ドイツ手工業者の収入・支出・財産

— ニュルンベルクを例に —

佐久間 弘 展

一 はじめに

一九六〇年代以降財産、市民権、ステータス・シンボルを尺度に都市市民の階層構造を分析しようとするE・マッシュケは、上・中・下の三階層モデルを提示し、以後これが中世都市社会構造史の基本的枠組みとなった。この枠組みで、都市や時代に相違はあるが、大要一四—一六世紀に上層民は市民の五—一五%、中層民は三〇—四五%、下層民は四〇—六五%を占めていたことが明らかにされてきた⁽¹⁾。

ここで問題になるのは、手工業者中層民であろう。なぜなら、マッシュケが中層民の指標として、市民権ないしツンフト権、財産額、職業の訓練および行使と彼らの職業を基礎にした自意識を指摘して以来、研究の進展はほとんどみ

られなかったといえるからである。つまり、フツガーやヴァーアースティスといった大商人・大富豪をはじめとする上層民は、商業、金融業、鉱山経営、問屋制度によって蓄財し、莫大な現金および金・銀などの装飾品、大邸宅、在庫商品によってその富みが際立っていたことはいうまでもないことである。そしてまた、富者≡権力者として上層民が市政を牛耳っていたことも明らかである。次に、貧民は乏しい家財道具しかもたず、食うや食わずの「生存の崖縁」の生活をしていたこともまた自明に属することになった⁽²⁾。一九八〇年代以降の研究は、こうしてもっぱら首斬役人、乞食、売春婦といった社会の底辺、ないし外縁にいざるをえなかった周縁民に向けられてきたといえる⁽³⁾。

しかし、われわれは近時の手工業史の見直しにとともに、都市史の中で「ツンフト闘争」や階層構造分析だけに

とらわれない手工業者の生活形態を社会経済史的に解明する段階にきている。取り掛かりとしてまず、F・ブレンディンガーにしたがって階層設定の一つの指標とされる財産をみると、手工業者が分類される中層民の財産の枠はほぼ五〇—二〇〇グルデンと考えられる。⁽⁴⁾しかし、このよるな財産額の設定において、中層民にとって何が財であったのかは、決して明らかにされてこなかった。つまり、いかなる財貨が上層民および下層民と区別する目安になりうるのか第一の問題になるのである。

第二に、この財産額の枠内外で、個々人の努力や能力の問題は別にして、いかにして財産格差が生まれたのかという問題がある。マッシュケは、上層民であり富裕者は主として商人であったことから、市民にとって商業に従事することが富をなすために必須であると考えた。⁽⁵⁾これに対して、筆者は中層を代表する手工業者は問屋制度を組織することによって蓄財しえたことを明らかにした。⁽⁶⁾とはいえ、問屋制度は主に繊維業や金属加工業など輸出産業に展開したのであり、従来富裕な職種とされるパン屋、肉屋、ビール醸造工など局地産業では問屋制度はほとんど問題になりえず、商業の関与を推測せざるをえない。したがって、ここ

ではとくに局地手工業での蓄財機会を問題にしななければならない。

第三に、手工業者生活水準の問題がある。⁽⁷⁾K・シュルツは、下層民に視野をすえて、中世後期を「賃労働者の黄金時代」、近世初頭を価格革命による貧困化の時代とする通説に反論を行った。つまり、一五世紀にこれまで代表的とみなされてきた建築労働者の賃銀はむしろ高位であり、その他の手工業者はより低い賃銀水準にあえいでおり、凶作にあえばたちどころに生死をさまよう者が多数いたという。また、逆に一六世紀には市場向けに生産する手工業者の賃銀および生活状況は良好だったという。⁽⁸⁾筆者は、一五〇〇年頃すでに問屋制度によって親方問屋主と出来高払工（賃銀工）との収入・財産格差がかなりの程度で広がっており、これはさらに一六世紀に進展していったことを明らかにした。⁽⁹⁾すなわち、シュルツ説は部分的には正しいが、一五・一六世紀における生産者の社会経済的格差の拡大と大衆貧困化の進展こそが正しい像ではないだろうか。ここからさらに踏み込んで、下層民だけでなく、また問屋制度下だけでもない、熟練労働者である親方をはじめ職人まで目配りした収入・支出の研究が要求されよう。

以上のような研究史上の問題点から、本稿では第一に手工業者にとって何が財であり、親方内部の階層分化を識別する指標は何か、第二に局地手工業者にとっての蓄財機会、第三に手工業者の収入・支出をもとにした生活状況を明らかにすることを目的にする。

なお、本稿で用いる計算貨幣換算率は、一五七〇年まで一グルデン＝八ポンド＝二ペニヒ＝二五二ペニヒ、それ以降一グルデン＝二四〇ペニヒである。

二 手工業者親方の財産

二一 一四九七年人頭税帳簿と一六世紀遺産目録との比較⁽¹⁰⁾

中・近世ドイツ有数の大都市ニュルンベルクは、一四四九年に約二万、一四九七年に約三万、一六二一年に約五万の人口を数えた。手工業の専門分化も高度に進展し、一三六三年に五〇の職種、一五九二年に二七七の職種が確認される。⁽¹¹⁾

しかし、一四九七年のローレンツ教区（市の南側）人頭税徴集簿では、一六の職種でしか五〇〇グルデン以上の財

産所有者がいない。これを人数でみてゆくと、五〇〇グルデン以上の財産所有者は五七人、一〇〇〇グルデン以上の財産所有者は六三人である。⁽¹²⁾一五〇〇年頃の全親方数は約五千人と見積もられるので、五〇〇グルデン以上の財産所有者は全親方の約二％しかいなかったことになる。

ちなみに一五〇〇年頃一万グルデン以上の財産所有者は三七人、五千グルデン以上が一五人、一五六八年に一万グルデン以上が二四〇人、五千グルデン以上が四一六人いたといわれている。いうまでもなく、彼らは参事会門閥をはじめとする大商人たちであった。⁽¹³⁾

表1で目を引くのは、毛織物工と皮革工である。富裕者にビール醸造工やパン屋、肉屋といった食料品生業が上位にランクされるのは、これまでの研究成果からいって不思議ではないからである。⁽¹⁴⁾次に注目されるのは、金属加工業の職種が鐘鑄造工のみであることである。金属加工業の方は、市の北側のゼバルド教区居住者が比較的多かったと思われるが、一五・一六世紀に約二五〇―三〇〇名で最多の親方数を誇ったナイフ鍛冶が手工業者富裕層に入っていないことは象徴的である。

次に、遺産目録で三二四例把握できる手工業者を財産額

表1 1497年ローレンツ教区人頭税帳簿にみる親方富裕層（人数）

職業	1000グルデン上	500—1000グルデン	500グルデン上
毛織物工	16人	22人	38人
ビール醸造工	11	6	17
皮革工	10	3	13
肉屋	6	4	10
パン屋	5	4	9
宿屋	4	2	6
食料品小売商	3	7	10
鐘鑄造工	3	0	3
麻・バルヘント染色工	2	0	2
赤染色工	1	0	1
粗毛織物工	1	0	1
敷布工	1	0	1
粉屋	0	3	3
ビール居酒屋	0	3	3
仕立屋	0	2	2
理髪師	0	1	1
計	63人	57人	計120人

（出典：Staatsarchiv Nürnberg, Akten des Siebenfarbigen Alphabets, Nr. 100）

順に網羅してみると、一〇〇〇グルデン以上の財産所有者はわずかに五人、五〇〇—一〇〇〇グルデンが一〇人、一〇〇—五〇〇グルデンが五七人しかいない。そして、五〇〇グルデン以上の財産所有者において一四九七年に現れていないナイフ鍛冶、銅鍛冶、金細工師といった金属加工業や製本工、羊皮紙工といった製本・製紙業の親方が登場することが一六世紀の特徴である。逆に、あれほど富裕な職種であった毛織物工は、毛織物業の不振のために、五〇〇グルデン以上の財産所有者が一人もいない〔表2参照〕。

ここで、サンプル数が四例以上ある二六の職種の平均遺産額をとってみると、白皮鞣工、皮革工、仕立屋、毛織物工、パン屋といった職種が富裕で、建築業や金属加工業の職種が貧しいことがみてとれる〔表3〕。しかも、親方の遺産目録三二四例のデータでは二〇四例（二〇二名）、すなわち全体の六九％が五〇〇グルデン以下の財産所有者であった。これは、アウクスブルクで「無所有者 *habniti*」と呼ばれた層である。そしてこの割合からすれば、輸出産業・遠隔地商業型大都市では階層構造が近似していたことになる。すなわち、貧しい織布工の多さゆえに市民の半分から約三分の二が下層民であったといわれるアウクスブルク

表2 16世紀遺産目録からの親方富裕層・中間上層の資産

名前/職業	軒数/不動産 評価額	貸方中 の割合	貸方 (グ ル デ ン)	借方	財産額 [年]
1. ベール/粉屋*†	1/734	(41%)	1796	0	1796 [1580]
2. ショーバー/麻織物工†	7/892	(57)	1559	18	1540 [1529]
3. ハーフナー/宿屋*†	1/1100	(70)	1567	38	1529 [1560]
4. フォルクハルト/ナイフ鍛冶†	4/1110	(80)	1379	68	1311 [1529]
5. アマン/真鍮鍛冶†	0/0	(0)	1200	0	1200 [1529]
6. H. ベック/白皮鞣工†	2/300	(22)	1339	416	923 [1530]
7. マイヒスナー/パン屋	2/316	(44)	717	77	640 [1538]
8. ツアー・アイヒ/製本工†	0/0	(0)	1055	417	638 [1530]
9. リンデナスト/銅鍛冶†	2/146	(23)	637	0	637 [1529]
10. メレル/金細工師	1/200	(32)	629	0	629 [1538]
11. エッツ/ビール醸造工†	1/690	(89)	778	191	587 [1548]
12. シュペングラー/羊皮紙工†	0/400	(58)	689	135	554 [1537]
13. ホルルメス/仕立屋†	1/260	(50)	522	0	522 [1544]
14. フォン・シュパルト/仕立屋	1/366	(71)	515	0	515 [1530]
15. フラウエンクネヒト/皮革工†	1/250	(37)	667	165	502 [1530]
16. E. ヴァイス/研磨工†	1/420	(73)	574	83	491 [1529]
17. フォラント/刷毛工†	1/200	(41)	490	21	479 [1530]
18. グロアー/肉屋†	1/120	(13)	979	519	460 [1529]
19. ラインアイセン/仕立屋†	1/90	(20)	586	128	458 [1530]
20. ゲルツナー/食料品小売商†	0/70	(16)	432	0	432 [1537]
21. ドライアー/皮革工†	1/135	(26)	523	102	421 [1530]
22. デュルルマイアー/ナイフ鍛冶†	1/360	(33)	550	129	421 [1530]
23. ハインリヒ/毛織物工†	1/275	(39)	700	297	403 [1548]
24. ハーゲン/コンパス工†	2/410	(62)	667	277	390 [1539]
25. ペッケル/指物師†	0/0	(0)	358	13	345 [1537]
26. ラポルト/仕立屋	0/0	(0)	312	0	312 [1550]
27. エックハルト/甲冑工†	1/215	(70)	308	0	308 [1557]
28. レーゲンスブルガー/錫容器工†	0/0	(0)	289	0	289 [1530]
29. P. ヘーヒシュテッター/荷担ぎ†	1/90	(33)	271	1	270 [1538]
30. プリーメンシュタイン/陶工†	2/200	(72)	279	11	268 [1529]
31. J. ベック/白皮鞣工†	1/220	(74)	297	33	264 [1538]
32. ロイシェル/真鍮盤作工	0/0	(0)	291	30	261 [1564]
33. グラーフ/染色工†	1/220	(84)	261	0	261 [1547]
34. ヴァイラー/毛織物工†	0/0	(0)	623	368	255 [1530]
35. クフナー/フライパン鍛冶†	0/0	(0)	281	31	250 [1539]
36. ウッテンオーファー/仕立屋†	1/100	(36)	281	50	231 [1538]
37. フォイト/拍車工†	1/100	(40)	251	28	223 [1538]
38. ハームス/陶工*	2/250	(87)	289	69	220 [1586]
39. オクゼ/パン屋†	1/204	(52)	395	176	219 [1530]
40. ヴァイドナー/理髪師†	2/380	(74)	513	308	205 [1537]

[*印は市外、†は死亡]

(出典：佐久間、親方問屋主と賃労働者、73頁)

表3 16世紀遺産目録での職種別平均資産（4サンプル以上、単位グルデン）

職種	サンプル数	最大資産	最小資産	平均資産
ナイフ鍛冶	38	1311	-30	90
真鍮鍛冶	13	1200	-17	110
鉄環工	10	148	4	51
針工	8	70	1	29
コンパス鍛冶	7	390	-2	99
フライパン鍛冶	6	250	10	63
針工	5	54	0	36
針金工	4	142	10	67
錠前師	4	31	-153	-29
尾錠工	4	33	-2	8
パン屋	7	640	6	163
食料品小売商	5	370	-210	83
仕立屋	11	522	-17	195
麻織物工	10	1541	-47	188
バルヘント工	4	133	-19	49
毛織物工	4	403	24	183
皮鞆工	6	102	16	51
皮革工	4	502	80	299
白皮鞆工	4	923	22	308
靴屋	4	182	-96	44
桶屋	4	177	-6	50
陶工	7	268	-4	120
石工	9	73	4	24
大工	6	57	13	34
漆喰工	8	73	11	26
菜園業者	4	181	15	64

（出典：Stadtarchiv Nürnberg, Inv., Nr. 4, 9, 14-17）

と、これまで産業構造の多様性のゆえに一四・一五世紀に下層民が少なかったといわれてきたニュルンベルク⁽¹⁵⁾とでは、一六世紀に広範な下層民に大差がなくなってしまうたのである。その最大の原因は、問屋制度が高度に進展したことに求めなければならない。⁽¹⁶⁾

二二 不動産

財産の中身は何かという問題関心からすると、遺産目録で上位四〇人をリストアップしたときに「表2」、三二名の不動産所有者の評価額の割合の大きさが目につく。しかも、遺産額で第二位の麻織物工シヨールバーは七軒の家屋敷、第四位のナイフ鍛冶フォルクハルトは二軒の家屋敷および十軒分と四軒分の二つの長屋の所有者である。不動産所有は、市外の手工業者にも妥当する。遺産額で第一位のマイラッハ村の粉屋ペールは、五三七グルデンの水車小屋と一九七グルデンの耕地、あわせて六七〇グルデンの不動産の所有者であり、第三位のラウファムホルツ村の宿屋兼居酒屋ハーフナーは、その居所と耕地をあわせて約一一〇グルデンの評価がなされているのである。⁽¹⁷⁾

一方、財産額が一〇〇―二〇〇グルデンの三二名（遺産

目録で第四一―七二位）をみると、不動産所有者は九名に減る。また不動産を所有していれば、それはおおむね一〇グルデンを超える財産に自動的になっている。その例外は九例にすぎない。不動産の比重の大きさは、これをもっていないなかったと仮定した場合の貸方の財産額を考えてみればよい。ビール醸造工エッツは八八グルデン、パン屋モステルは九五グルデン、鉄環工アイビツヒは六四グルデン、麻・バルヘント染色工グラーフは四一グルデン、ナイフ鍛冶ヴェルフェルは三八グルデンしか財産をもたなくなってしまう。⁽¹⁸⁾

ひるがえって、表1にあらわれた一二〇人の富裕な手工業者はほとんど土地・家屋の所有者であったことが立証ないし推測される。したがって、手工業者富裕層の指標は、まず不動産所有である。逆にいうと、遺産目録を残した大多数の手工業者は持家がなく、間借りをしていたということである。⁽¹⁹⁾

こうした一六世紀の状況は、都市法が市民権保有に土地・家屋の所有を前提にしていた一四世紀後半の状況とは大いに異なっている。ニュルンベルクは一四五〇年頃に郊外市を新たな市壁で囲みながら一五世紀中に人口が増加し

ていったが、その過程で持家のない者と複数の家屋敷を所有して家賃収入をあげる者とが分離していったのである。これは、一五世紀の市民の富の増大の結果であり、また一因でもあったと考えられる。すでに指摘したように、手工業者はいくばくかの貯蓄ができると不動産を求め、これに物上負担を設定して上層市民から運転資金を借りることを目指していたのである。⁽²⁰⁾

二一三 現金と銀製品

それでも不動産が財産のすべてではない。そこで、不動産をもっていないのに、一二〇〇グルデンもの財産を所有していた真鍮鍛冶アマンの遺産の中身をみてみよう。アマンの遺産を大別すると現金、銀製品および装身具、完成品および原料、衣服、家具、食器具類になる。そのうち突出しているのが四五〇グルデン（貸方の三六％）の現金である。次に、完成品および原料で、これは三二一グルデン（二七％）も占める。そして衣服・家具が二三八グルデン（二〇％）である。二〇〇グルデンを超える現金は、ほかに仕立屋ラポルトが二五〇グルデン（八〇％）、肉屋グロアーが二二三グルデン（四五％）、食料品小売商プファイ

ファーが二三〇グルデン（七〇％）、麻織物工シヨーパーが二一六グルデン（一四％）所有していた。⁽²¹⁾

意外なことに、遺産目録で現金所有者は全部で九〇名（九一例）にすぎない。つまり、大多数の手工業者は運転資金を手元に保持していなかった。この点では、市民は日頃現金で売買をするのではなく、掛けで物を買ひ、年一回か二回これを支払っていたことに留意すべきであろう。その証拠に、多くの手工業者の遺産目録では借方にパン屋、肉屋、ビール醸造工、食料品小売商への支払義務が明記されているのである。⁽²²⁾ もちろん、財産額が下位になればなるほど、現金所有者も少なくなってゆく。

現金とともに銀製品も、財産額が下位になればなるほど少なくなる。アマンは、銀皿、金の指輪、真珠の首飾り・ロザリオなど計一四五グルデンもの銀製品類を所有していた。これに次いで毛織物工ヴァイラーは、六〇グルデンの銀器の所有者であった。一〇〇グルデン以上の財をもつ親方は、たいてい一〇グルデン前後の銀製品をもっている。⁽²³⁾ 不動産所有と異なり、現金と銀製品所有は親方富裕層の必要条件ではない。しかし、銀製品は豊かな親方を象徴する財であることも確かである。

二一四 生産用具と原料

次にやはり不動産を所有せず、約三五〇グルデンの財産で遺産目録中第二五位の指物師ペッケルの財の中身をみてみよう。彼の遺産でまず目につくのは原料の木材で、八二グルデン（二三％）の評価である。これに生産用具の四一グルデンをあわせると一二二グルデン（三四％）となり、第一の財産となる。⁽²⁴⁾

中・近世に、生産用具とは幅広い概念であり、原料が含まれているだけでなく、往々にして半完成品までも含まれていた。厳密な意味での生産用具はしかし、値のはるものではない。このことは織布工と皮加工業者が最も典型的である。すなわち、織機自身は安い木工製品として一台当り半グルデンの、皮加工業においても生産用具は一―八グルデンの価値しかない。しかも、遺産目録データ全体の約三分の一が生産用具すら所有していなかった。⁽²⁵⁾

これに対して、毛織物工ネーゲラインは二七〇グルデン（貸方の八九％）、同ヴァイラーは一三六グルデン（二三％）、同ハインリヒは一三〇グルデン（一九％）の羊毛を、バルヘントキルマイアーは一二四グルデン（四

九％）の羊毛・麻の糸玉を所有していた。皮加工業では、白皮鞣工ベックが総計二二八グルデン（一七％）、皮革工ドライアーが一六四グルデン（三一％）、同フラウエンクネヒトが一九五グルデン（二九％）、プレーゲルが一三八グルデン（六七％）の皮・獣皮を所有していた。金細工師メレルは金・銀一〇五グルデンと貴金属・真珠五〇グルデン、あわせて一五五グルデン（二五％）を工房に置いていた。⁽²⁶⁾ このことは、一〇〇グルデン以上の財産所有者がまれであることを考えると特筆に価する。このように手工業者にとつて、原料こそが圧倒的に重要な財であったのである。

一方で、原料未所有の手工業者が圧倒的多数を占めている。衣類、生産用具のように、親の死後直ちに売却されたケースもあろうが、むしろ生産者にとつて原料のストックが余裕をもってあることは例外であったと考えるべきである。⁽²⁷⁾ 原料をもてた場合でも、鉄や木は羊毛や皮と異なり安い原料なので、大きな財とはならない。⁽²⁸⁾ この理由で、金属加工業や木工業の親方の財は低かったとみなしうる。大多数の手工業者は原料がもてないからこそ、財産は多くなかったといえるのである。

二一五 債務

三三四例の遺産目録で、順位二九一位以下は債務が超過し、父親ないし母親の死後、遺児たちはその債務を引き継ぐことになる。たとえば、五四〇グルデンという二番目に多額の負債をした食料品小売商プファイファー（未亡人、第三二三位）は、初婚の夫の子供二人に二五一グルデン支払義務があったが、近隣三村の農民とディンケルスビュール市民にあわせて妻の代金二三〇グルデンを未払いにしていた。彼女の場合、子供の遺産相続分の支払義務と商品買掛金とがほぼ半分の割合で負債を構成している。⁽²⁹⁾

一〇〇グルデン以上の債務をもつ親方は三三名いるが、このような多額な負債があるとき、目につくのは原料の負債である。毛織物工ハインリヒは、一九九グルデンを羊毛の、三六グルデンを大青の未払金としていた。あわせて二三五グルデンが原料の買掛金だったのである。同じく郊外市に住む毛織物工ネーゲラインは、二人の羊毛・大青の大商人と三人のニュルンベルク親方に都合二〇八グルデンの羊毛と大青とを未払いのままにしていた。バルヘント工ファイエルは、ある商人に麻糸玉の未払金一一三グルデン

があった。⁽³⁰⁾

同様に、パン屋モステルはある商人に穀物の未払金二〇グルデンがあった。ヴァイスマンズドルフ村のパン屋ベルンハルトも、ノイゼス村の粉屋に一一八グルデンの債務があった。皮加工業でも、白皮鞣工ベックは肉屋に一七六グルデン、靴屋エックは皮革工に三六グルデンと肉屋に一二グルデンの負債がある。また、羊皮紙工シュペングラーム肉屋に五一グルデンの支払義務があり、いずれも原料の皮を未払いのままにしていたと考えられるのである。⁽³¹⁾

したがって、手工業者親方にとって原料は大きな財となるし、また大負債ともなりうる。遺産額がマイナスになった織布工と金属加工業の親方は、原料による負債超過が一般的である。そしてこの負債が払えない場合、往々にして担保にしていた不動産が差し押えになった。完成品が売れなくなると、五〇〇グルデンを超える財産をもつ富裕な親方でも、直ちに不動産を手放す例もある。⁽³²⁾

二一六 衣類・寝具・家具・食器具

衣類も親方富裕層に属するの否かの判断基準になる。たとえば、ヴァイラーは六五グルデン、ショーバーは五〇

グルデンの衣類をそろえている。貧しい者たちは、一〇グルデン以下の衣類しか所有していないが、当時は古着が広く流通しており、親が死亡したときこれが最も早期に現金化されたものと思われる。衣服の中ではマント類が場合によっては一〇グルデン以上と最も高く評価される。これは、まず毛皮の襟や縁飾りなど付加価値の高いものが縫いつけられたこと、また赤、黒、緑、紅黒、黄に色鮮やかに仕立てあげられたからである。⁽³³⁾

市民はまた、いずれ衣服などに仕立てるべく端切れを所有する。たとえば、あるアトラス織工は、完成品のアトラスはまったくもっていないのに、一エレのアラス様毛織物、八エレのグーグラ（麻織物の一種）、二エレのボンバジン（綿と麻の交織の一種）を所有していた。こうした端切れは、衣服以上にすぐに市場で流通していったと思われる。⁽³⁴⁾

中・近世の人々がくるまって寝た麻織のベッドシーツは、場合によっては庶民のささやかな財産になる。というのも、もてる者はこれを貯めていたからである。たとえば、ハインリヒは七一ペアものベッドシーツを所有していた。⁽³⁵⁾

敷布、掛布団、上掛け、枕も、その家にいる人数も問題ではあるが、親方富裕層と親方貧困層とを区別する標識になる。ショーバーとハインリヒの寝具類は、それぞれ全部で六〇、四一グルデンと評価され、明らかに一財産になっているからである。つまり、富裕層は羽根布団と羽根枕を、貧困層は藁布団と藁枕を使用していた。寝台自体は、安い木工製品として半グルデンを越えることなく、布団類のほうが格段に価値がある。同様に、長持ち、机、椅子などの家具類も古道具としてかなり安い評価しか受けない。⁽³⁶⁾

食器具類は、安い木工品（例えば木の匙、木の皿・鉢）や鉄製品（鍋、釜）は別にして、錫、真鍮、銅の食器具に価値が認められている。錫はポンド当たり二〇―二八ペニヒ、真鍮と銅はポンド当たり一二―一八ペニヒの評価を受けるのである。ハインリヒはこれらを約三二グルデン分ももっていた。⁽³⁷⁾ 錫は一五世紀に「庶民の銀」とみなされていたが、一六世紀にはおおよそどの家庭の食器にもみられるようになった。⁽³⁸⁾

かわったところでは、たまに鏡や時計、盤上ゲームをもつ者がいる。祈禱書もいくつかの家庭にみられる。これらより、頻度の高いのが「鳥小屋」vogelhaus と「鶏籠」

hühnerkorbである。あとでみるように、豚の飼育がパン屋などある程度富裕な市民層に限定されていたのに対して、鶏やその他の鳥およびその卵は中・下層民も自分たちの食用、ないし販売用として飼っていたのである。一方で、穀物を個人で備蓄できる者はきわめて限られており、遺産目録例中ではショーパーだけが四四ジュマー（一ジュマーは三一八リットル）の穀物六七グルデン分を所有していた。ちなみに一四四九年および一四六二年の参事会による穀物備蓄調査では、トゥーハー、ハラー、ルンメル、リーター、シュールシュタープ、ムップェル、フォルカマーといった参事会門閥だけが約五〇〇ジュマー以上の穀物を備蓄していた⁽³⁹⁾。こうして、備蓄もできず収入も少ない下層民は、飢饉のときにたちどころに食べられなくなるのである。また、一四・一五世紀には一般的だったと思われる甲冑・槍などの武器類は、近世にはほとんどの中・下層民家庭から消えている。これは、都市の塔や都市武器庫に、都市の費用で武器が備えられるようになったからである⁽⁴⁰⁾。

二一七 親方内部の階層設定

これまでみてきたように、遺産目録例で財産上位の親方

は不動産、現金、銀製品、原料の所有が特徴であることがわかった。この四つの要素をつねに満たしているというわけではないが、これらの二以上を満たしていない限り親方富裕層とは言いがたいように思われる。逆に、親方貧困層はこの四つの財貨をまったく所有しない。親方中間層は、これら四要素のうち二以下を満たしている親方であり、現金、銀製品、原料、不動産の順に、不動産が最も所有する可能性はなくなると規定できる。

財産額からゆけば、一五世紀中葉から五〇〇グルデン以上の財産所有者は親方富裕層であり、市民の中層上とみなすことができる。一四九七年の臨時人頭税徴集のさい、五〇〇グルデン以上の市民に税がかかっており、この場合参事会は五〇〇―一〇〇〇グルデンの財産をもつ手工業者と小売商（雑貨商）にも狙いをつけたからである。

それゆえ、一五・一六世紀に五〇〇グルデン以下の財産所有者が親方中間層であった。その中でも、不動産一〇〇グルデン、現金一〇グルデン、銀製品一五グルデン、原料三〇グルデン、生産用具・食器具類三〇グルデン、衣類四〇グルデン、家具・寝具類三〇グルデン、計二五五グルデンほどの財産を所有していれば、手工業者としては実はか

なり豊かなほうであったといえる。表2をもとに、二〇〇グルデン以上の財産所有者を親方中間上層と決定すれば、おおよそ不動産未所有者である中間下層は五〇―二〇〇グルデンの財産を所有していた。もっとも、親方中間層は商人などを含めた市民全体をみれば、中層民の下ではあったが。

一方、親方貧困層は、市民下層民に含まれ、食器具類一五グルデン、衣服一五グルデン、家具・寝具類二〇グルデン、計五〇グルデン以下の所有物しかもたない親方である。貧困層になればなるほど寝具の占める割合が、親方中間下層（とくに一五〇グルデン以下）においては現金・債権のある場合、この占める割合が高くなるのが特徴である。「表4」。

三 蓄財機会としての商業

以上のように、親方間で財産格差が広がっていた原因がここでの問題となる。その一つの理由は、上述したように、問屋制度の進展であった。したがって、そこから洩れる局地手工業における蓄財の機会は何だったのが解明す

べき課題である。

まず、対照させる意味で、輸出手工業で問屋制度を組織する親方の例を、筆者がこれまで言及していない製本業で一例挙げておく。それは、製本工のツァー・アイヒである。遺産目録が作成された一五三〇年に彼の工房には製本済み書籍七九点、製本中の書籍二四七点、原料の紙一樽の計六〇五グルデンの財（貸方の五七%）があっただけではない。多分に書籍の未回収金と思われる債権を七六人に対し総計一八五グルデン三ポンド（同一九%）所有していた。その中にはニルンベルク（二人）、バイロイト、アウクスブルク、ヒルペルトハウゼン（?）、プフォルツハイム、フランクフルト（二人）、フォルシュラー（?）、ビンゲン、アントワープ、マクデブルク、エルフルト、ヴェッテンベルク、コスニッツ（ベーメン）の書籍商Buchführerが一五名含まれていた。また彼に対する三二名の債権者の中には、アウクスブルク、シュトラースブルク（四名）、ケルン、フライブルク、バーゼルの八名の書籍商が確認される。⁽⁴¹⁾ アイヒ自らがこのような諸都市へ商用旅行につねに赴いていたとすれば、彼はもはや手工業者とはいいがたい。H・J・キューナストによれば、彼はアウクスブルクで

表 4 16世紀遺産目録からの親方中間下層・貧困層の所有物（単位グールドン）

順位・名前/職業	現金・債権 /銀製品	生産用具 /完成品	食器具類	衣 類	家 具 /寝	貸方 借方 財産	[年]		
I. 親方中間下層									
60. ラッペン/ベルト工 ⁺	0/11	4/0	18	64	13/31	141	5	136	[1544]
63. ミュンヒ/バルヘント工 ⁺	65/0	6/0	15	19	3/25	133	0	133	[1539]
64. ケッペル/ナイフ鍛冶 ⁺	0/11	1/0	33	44	6/34	129	0	129	[1547]
68. H. ダウム/鉄環工 ⁺	0/10	8/0	26	27	12/36	119	10	109	[1545]
75. レッヒマツハー/ビール醸造工 ⁺	58/0	0/0	6	15	1/12	92	0	92	[1567]
83. ゲッツ/車大工 ⁻	10/0	0/26	9	16	1/18	80	0	80	[1538]
87. フレック/毛皮細工師 ⁺	0/3	2/0	17	35	3/32	92	15	77	[1546]
91. フネルスター/石工	45/0	4/0	9	16	1/14	89	16	73	[1545]
93. ライマソ/コンパス工	17/1	0/0	8	33	1/13	73	0	73	[1537]
100. H. ポツプ/金細工師 ⁺	0/0	9/0	17	16	8/36	86	18	68	[1538]
II. 親方貧困層									
123. ヌスベルガー/皮靴工 ⁺	0/12	0/0	12	10	2/15	51	3	48	[1549]
133. ビュローラー/真鍮鍛冶 ⁻	0/0	9/0	11	12	2/15	49	3	46	[1543]
143. ライラー/大工	0/1	2/0	9	16	1/13	42	2	40	[1547]
154. レンゲンフェルダー/針工 ⁻	0/0	1/0	11	18	1/15	46	9	37	[1540]
171. ハイソライソ/麻織物工 ⁺	2/0	5/0	7	13	1/10	38	8	30	[1548]
184. ヒューバー/刀剣鍛冶 ⁺	0/0	0/0	4	8	1/15	28	0	28	[1537]
210. シュテソゲル/桶屋 ⁺	0/0	3/0	4	4	1/8	20	0	20	[1560]
224. ハーガー/ナイフ鍛冶	0/0	2/0	7	1	1/9	20	1	19	[1559]
241. フノーゲル/日雇い ⁻	0/0	0/0	4	5	1/5	15	0	15	[1537]
273. ツライルマソ/パソ屋 ⁻	0/0	1/0	3	14	1/8	27	22	5	[1558]

[注：全体の割合から金属加工業 4 例、繊維業 1 例、皮加工業 1 例、土・木加工業 1 例、食料品生業 1 例、建築業 1 例を基本に、親方中層で皮加工業 1 例、貧困層で日雇い 1 例を加えた。そのさい、不動産未所有者で衣類が欠けていない例を選んである。]

(出典：Stadtarchiv Nürnberg, Inv., Nr. 9, 14-17)

一五二二—二九年に書籍小売販売業を営み、またアウクスブルクの手工業者から書物も仕入れている。また、当時の大都市フランクフルトへ書籍商業に行っていた可能性も高い⁽⁴¹⁾。したがって、アイヒは書籍の製本業と卸売・小売とをニュルンベルクで大規模に営み、ほぼ全ドイツに書籍のネットワークをもち、また自らも商用旅行に出かけてかなりの収入をあげていたと考えるのが妥当といえよう。

しかも、彼の経営形態は、当時製本業が自由業であったことからみて、職人・徒弟・賃銀工を多数抱える大工房経営であったと思われる。また、製本業では工房内外での分業が自明であり、植字工、版木製作工、挿絵描き、プレス工に工程を分業して外注し、アイヒのような製本業親方は商人的企業家として活動し、財をなしたのである。

このような特殊な新産業は別にして、一般に中世末期から近世にかけて親方が卸売に携わるといったような、手工業者から商人への転化はきわめてまれであった。われわれの関心に引きつけていえば、都市中層手工業者にとって大きな財産である一〇〇〇グルデン以上の財産は、卸売（遠隔地）商人になるか問屋主になるかしてのみ可能であった。このことからすれば、一五世紀半ばにネルトリンゲン

のメッセに毛皮細工師や皮革工が毎年十人ほど現れるが、ほかの手工業者は見当たらないのは当然といえよう。しかも、距離的な近さからいって、卸売というよりは大都市のたびごと⁽⁴²⁾にそこで売台をもって小売していたというのが実態であろう。

これに対して、遺産目録から細々と小売を営む者が一例抽出できる。それは、屋根葺工のマイアーである。彼の遺産目録では、鱈六三グルデン、にしん五二グルデン、鮭四〇グルデンなど魚が二三七グルデン分挙げられ、債権をあわせると実に財貨二四九グルデンが魚なのである（貸方の七〇％）。そしてまた、一六九グルデンの借方の大部分も魚の買掛金と考えるのが妥当である。したがって、この屋根葺工は副業としてはじめた魚屋を本業とするようになり、正業はもっぱら人手の足りないときの補助労働にして、職種替えを行っていたといえる⁽⁴³⁾。

さて、局地手工業の代表である肉屋は、一三六三年の親方リストで七八名を数え、この都市で成員数の最も多い職種であった。一六世紀には親方数は一〇〇名を越えていたが、ここでも相当の貧富の格差があった。こうした財産格差の理由の一つは、小売での経営の才覚の差が考えられ

る。一四世紀から肉屋の親方権は、肉売台の所有を前提にしており、当初一人当り肉売台一台の制限があった。一五世紀になると、半台の増設を許可し、小売する肉の多寡で親方の間に格差が付きはじめた。一方で、売台を所有しない肉屋も現れはじめ、彼らはもっぱら屠殺人として働くか、農村地帯へ肉の小売に出かけるかするようになっていった。一六世紀になると、富裕者は売台を二―三台所有し、明らかに小売商業での収入格差がついていったのである。⁽⁴⁴⁾

ところで、売台を増やした親方は、それに見合った家畜を手に入れてなくてはならない。これは、家畜商人から買入れるのがその通常の形態であった。しかし、つねに在庫を揃えるためにはそれだけでは足りず、親方たちは仲介人を雇うか、自ら大・小の集団をつくって家畜の買付けに出かけはじめた。それはとくに、一四九〇年代から家畜の産地である南東欧へのトルコ軍の侵入、毛織物業隆盛ともなう牧羊業から牧羊業への転換などを理由に顕著になってきた。こうして、親方はシュトラウビング、プッツカ、ブットシュテット、ブリュン、ツェルプストなどの家畜市場に買付けに行くようになる。そして、この中から一五三

〇年代に二人、一六世紀中葉から末にかけて一人の肉屋がハンガリーやベーメンで家畜を買付け、ニュルンベルクやディンケルスビュールで売りさばくといった完全に家畜商人に転化していった親方が現れてくるのである。⁽⁴⁵⁾

一方で、グループによる共同購入をとおしてみても、またそうでなくても、支払い不能になる肉屋も多く存在した。参事会は、市民に肉を十分に供給するという食糧政策から、一五三二年に雄牛局 (Ochsenamt) を設けて肉屋親方の大・小の集団に貸付金を与えるようになったが、これも一五七五年には一〇〇グルデン以上の負債を抱える者にはこれを与えないと規定したように、経済的にうまく立ちゆかない親方には援助の手を差し伸べず、むしろ貧富の格差を助長していった。⁽⁴⁶⁾したがって、肉屋は利潤拡大を志向する親方がまず小売拡大によってこれを達成し、そこでより大きな資本を蓄積したごく少数の親方だけが、さらに卸売商業へ展開していったのである。

パン屋も肉屋と並んで、一三六三年には七五名の親方数でこの都市で最も成員数の多い同職組合の一つであった。一五世紀末からの手工業条令では、先買禁止とともに、自工房で、パン製造に必要なとされる量の穀物だけを購入する

ことが求められている。「それゆえ、いかなる種類の穀物も売却したり、「儲けのために」手渡したりするべきではない」とも定められている。つまり、穀物の卸売・小売商業が禁止されているのである。一方、パンの小売についていえば、それは自工房か露店で行われた。農村へのパンの小売は禁止されているが、郊外市ヴェールトへは二日だけ許されていた。⁽⁴⁷⁾

ところで、数年に一度飢饉が襲ってくる中・近世に穀物価格の急騰を利用して儲けを企む市民がいたとしても不思議はない。一五世紀中葉アウクスブルクの中商人ツィンクが穀物を買いたため、市場価格の動向をにらんで、一儲けしたのはその最たる例である。⁽⁴⁸⁾ また、靴屋の職匠詩人ハンス・ザックスが一五二四年に飢饉のさい穀物を倉庫に隠しておいて穀物価格が上昇したときにこれを売ろうとする者を糾弾しているのも、かかる市民がいたことの証拠である。⁽⁴⁹⁾ したがって、パン屋が同じように穀物価格急騰時に市場に余剰穀物を放出して財をなしたとも考えられるが、これは参事会の強い市場規制にあり、かつパンを焼いて放出することを求められていたので、可能性は薄い。考えられるのは、パン屋がこうした市場規制の網の目をくぐって、

穀物商人やパン屋仲間に秘密裡に又売りして利益をあげていたことである。そうした又売りにはまた、宿屋兼居酒屋や食料品小売商も介在していたことがわかっている。⁽⁵⁰⁾

パン屋はさらに穀物の卸売商業に関与していったことも想定されるが、この可能性も薄い。というのは、都市の食糧政策上、肉以上にパンは庶民に十二分に供給されるべきものと考えられ、一五世紀からニュルンベルクはパン屋への穀物供給を重視し、参事会自らがフランケン、ベーメン、テューリンゲンなどで穀物買付けを行っているからである。しかも、どれくらいかの穀物から、どれくらいかのパンが生産されるのか、参事会は毎年特定の日にはパン屋にパンを焼かせ、穀価、パン価、重量を入念に調べ、公定価格を定めていたのである。そして、参事会は一五〇〇年までに四つの都市穀物倉庫を建て、一五九〇年には二四六七二ジュマー備蓄していたほどである。その備蓄から、飢饉の一五〇一年に五〇〇二人、一五四〇年には五二五四人のニュルンベルク市内の貧民にパンが無料で配布されたのである。⁽⁵¹⁾

ところが、パン屋にはうまい副業があった。すなわち、豚の飼育がそれである。豚の飼育は、パン屋に対して市内

で一〇頭、市外で二〇頭許可されていた。ちなみに、ペグニツ川沿いの粉ひき水車の粉屋が一〇頭、その他粉屋が四頭、市場に露店をもつ食料品小売商が六頭、市場に露店をもたない食料品小売商が四頭、そしてその他一般市民が三頭豚を飼うことができた。⁽⁵²⁾したがって、パン屋はパン屑を餌に利用して豚を飼い、肉屋にこれを売って金を稼ぐことが最も有利にできたのである。それゆえ、パン屋の中にも家畜商人になった者が出現したのは偶然ではない。一五六二年以降に家畜商人に転化したセバステイアン・ホフマンがそうした親方の典型である。彼の財産はおそらく一万グルデンを超えていたとみられ、遺言書ではパン屋、肉屋同職組合に一五〇〇グルデンづつが寄付されているのである。⁽⁵³⁾以上のことから、パン屋の蓄財機会とは、パンの製造小売のほか穀物の又売りと飼育した豚の小売であったといえる。

仕立屋も一三六三年に肉屋、パン屋の次に多い七一名の成員数を誇っていたが、富裕な職種ではなかった。それは、まずもって中世から切売権、すなわち小売権を認められていなかったことに理由があるだろう。彼らは、外地産、あるいは在地産の毛織物、麻織物、絹織物を小売して

はならなかったのである。⁽⁵⁴⁾切売権を所有していたのは、呉服商である。したがって、一六世紀に市民の遺産目録に、市民の債権者として彼らに布地を切売りした呉服商が数多くみられるのである。⁽⁵⁵⁾

一五三五年の同職組合規約をみれば、仕立屋は輸出用として(“auf den kauf”)衣服を製作してはならないという規定がある。つまり、市民顧客のためにだけ生地を仕立てるという労働範囲の制限があった。さらに、前もって贈物などを供与することによって呉服商から特定の布を仕入れること、呉服商や雑貨商と生地卸売・小売のための商會をつくってはならないことが定められているように、仕立屋には商人との特定の関係が禁止されていた。次に、仕立屋が衣服に仕立てた生地が余った場合にこれを同職組合仲間売り渡すこと、最後に決定的には仕立屋は一切の生地の小売が禁止されている。すなわち、法的に仕立屋の仕事は、自らの完成品の小売ではなく、市民顧客の注文生産に限定されていたのである。⁽⁵⁶⁾

このような状況は、仕立屋親方の卸売商業への転身が難しかったことを物語っている。すなわち、呉服商が市内での切売権を独占し、フランクフルトの大市などに赴いて布

地を仕入れ、卸売商業も行っていたのに対して、仕立屋は法的規制からその製品をたとえばネルトリンゲンの大市に行つて販売することも、そこで生地を仕入れて卸売商業を行うことも無理があつたといわねばならない。それでも、仕立屋にみられる詳細な禁令は、彼らが生地之又売りを頻繁に行つていたことも示唆している。つまり、いずれにしても衣服仕立てに購入した布地が全部使用されたとは考えられず、余りは求められれば何らかの形で売却されていったとみなされるのである。

以上、肉屋、パン屋、仕立屋のように製品を輸出しない局地手工業の場合、親方がその職業において問屋主になる可能性はない。それゆえ、表2に現れるパン屋のマイヒスナー、仕立屋のホルルメスといった富裕な親方は、豚、穀物、生地の小売商業、また宿屋兼居酒屋のハーフナーも葡萄酒やビールによる小売商業で財をなしていたと推測される。したがつて、局地手工業では蓄財に至る過程としてもっぱら小売商業を考えるべきである。問屋制度を展開する繊維業や金属加工業と同じように、⁽⁵⁷⁾局地手工業においても、卸売商業はごく一部の商人に転身していった親方にみられるにすぎないことが確認された。

四 収入・支出

もとより、同職組合規約、都市の賃銀公定や都市会計簿から容易に把握される建築業者の日給や都市官吏の年給などに比べて、一般の手工業者の収入・支出をうかがわせる信頼できるデータは数少ない。ましてや、局地手工業となると完全に史料が欠落してしまふ。しかしながら、基礎数値ないし推測値による試算から、とくに基幹産業を中心に一定の目安を以下に提示したい。

四―一 親方

まず、表5にしたがつて、かなり富裕な親方（問屋主）を検討しよう。この点で最も基礎データが豊富にあるのが毛織物工である。一五三〇年にある毛織物工が年間一〇〇反を反当り九―一グルデンで生産・完売したとすると、その販売利益は九〇〇―一〇〇〇グルデンになる。これを年間収入と仮定できる。⁽⁵⁸⁾

支出の第一として考えられるのが原料費であり、この生産量に到達するために原料として一〇〇ツェントナー（四

表5 毛織物工親方問屋主の収入・支出試算例 (1530年)

収 入 (グルデン)	支 出 (グルデン)
一反 9-11 x 100 = 900-1100	1. 原料費 羊毛 (100ツェントナー) 600-675 大青 (4キューベル) 48-52
	2. 生産税 検印税 0,4 布張粹利用税 3,5
	3. 賃銀 職人 1人 24-36 出来高払工 2人 48-72 奉公女 1人 12-18 徒弟 1人 8-12 大青粉末製造工 12 赤染色工 8 縮絨工 0,4
	4. 飲食費 大人 2人 24 子供 2人 12 奉公人 3人 18
	5. 衣料費等 衣料費 10,8 光熱費 2-6
	6. 地代・税金等 地代 10-20 財産税 4/5-8/10 同職組合拠金 3 呉服館利用税 0,1
計 900-1100	計 853-993

(出典：Sakuma, Tuchmacher, S. 81, 160, 205, 261, 373, Dirlmeier, Unterhaltungskosten, S. 253-257, 280, 佐久間、毛織物、染色業、48頁以下)

七・五キログラム)の羊毛と四キューベルStundeの大青を消費した。その費用はそれぞれ六〇〇―六七五グルデン、四八―五二グルデンとなる。⁽⁵⁹⁾また、これに反当りの検印税一ペニヒ(一〇〇反で約三ポンド)と布張棹利用税三・五グルデン、都合約三・九グルデンの生産に伴う税金がかかる。⁽⁶⁰⁾すなわち、生産諸費用で約六五二―七三三グルデンの支出である。

次に大きな支出項目は、職人・専門労働者に支払う賃銀である。毛織物工職人の賃銀を後述のバルヘント工職人の一―一・五倍の収入と考えると、二四―三六グルデンの年収である。また、奉公女の賃銀を職人の二分の一、徒弟の賃銀を職人の三分の一と仮定すると、それぞれ二―一八グルデン、八―一二グルデンとなる。そこに問屋制度によって雇用される出来高払工がいるが、職人と同じ賃銀であったと仮定したい。当時、親方が抱える労働力は制限されていなかったが、職人・奉公女・徒弟各一人がおり、出来高払工が恒常的に二人いたとすれば、その賃銀支払いは都合九二―一三八グルデンになる。また、大青粉末製造人、赤および緑・黄染色工、縮絨工への賃銀はそれぞれ約一二グルデン、約八グルデン、約三ポンド、計二〇・四グ

ルデンと想定できよう。⁽⁶¹⁾つまり、専門労働者などへの賃銀支出は一〇二・四―一五八・四グルデンである。

第三の支出項目は、家計維持費である。ここで妻と子供二人、奉公人三人、すなわち当時としては大きい七人の世帯家族を想定し、その家計費を試算してみよう。食費の基礎は後述のバルヘント工職人の賄費で、それは年六グルデンしているので、奉公人三人で年一八グルデンとなる。大人を六グルデンの二倍の一二グルデン、子供を奉公人と同じ六グルデンとすると、この七人家族の年間食費は計五四グルデンである。⁽⁶²⁾次に、衣服の支出をみると、奉公人の場合年間約一・二グルデン、三人で三・六グルデンほどであろう。⁽⁶³⁾大人と子供に先の割合を適用すると、二人ずつでそれぞれ四・八グルデン、二・四グルデンになる。つまり、この家族が衣服にさく費用は年一〇・八グルデンである。また光熱費は、年二―六グルデンかかったと思われる。⁽⁶⁴⁾したがって、家計費支出はあわせて六七―七一グルデンとなる。

また、この親方が二〇〇―四〇〇グルデンの不動産を所有していた場合、当時地代は一般に5%であるから、一〇―二〇グルデンの出費である。彼が八〇〇―一〇〇〇グル

デンの財産所有者、その財産税を〇・五—一%と仮定すると、納税額は四—五グルデンから八—一〇グルデンになる。さらに、同職組合への拠金最低三グルデン、呉服館利用税三三ペニヒが加わる。⁽⁶⁵⁾

したがって支出項目を最小に見積もると総計約八五三グルデンとなり、最大収入から差し引くと約二四七グルデン、最小収入から差し引くと四七グルデンになる。この試算では、こうして二〇〇グルデンもの格差が生じてくるが、現実には一—グルデンの高品質の毛織物も、九グルデンの低品質の毛織物もない混ぜに生産していったと考えられるので、収入値を中間の一〇〇〇グルデンとすれば、おおよそ一〇〇—二〇〇グルデンの純益をあげていたと想定できる。むしろ、ここに把握不可能な要素を付け加えて考えねばならない。すなわち、親方(問屋主)がコストをさげ、とれるところでは最大限に金銭を得ようとしたことは間違いないのである。具体的にいえば、収入面での徒弟金と、支出面での職人・徒弟・奉公女、出来高払工への賃銀および前三者の賄いの抑制がそれである。ことに、出来高払工は金属加工業とは異なり、かなり自由に用いられていたと考えられる。⁽⁶⁶⁾ そのうえ、あとでみるように、親方は職

人からろうそく代などをその都度徴集もしていた。かくして、毛織物工にあっては一四七〇—一五四〇年の生産と販売が好調であった時期に、問屋制度および分業による一〇〇反を超える大規模生産で十分に蓄えることができたといえる。⁽⁶⁷⁾

これがいわゆる親方富裕(問屋主)層の収入・支出であるとすれば、親方中間(独立小生産者)層の貯蓄の可能性の少なさは次の試算例から明らかである。先述の毛織物工の試算において生産量をそれでも多く年五〇反とすれば、収入は四五〇—五五〇グルデンになる。支出は、まず原料費で三二四—三六三・五グルデン、生産に伴う税で二・二グルデンの支出である。職人・徒弟各一人として彼らに支払う賃銀は三二—四八グルデン、その他専門労働者へのそれは約一〇グルデン、計四二—五八グルデンとなる。家計費で奉公人二人、妻に子供二人の六人家族を想定とすれば、四八グルデンとなる。衣料費を前例の半分、光熱費をそのままとすれば、計一一・六一—一五・六グルデンになる。八〇—一〇〇グルデンの家・土地と約二五〇グルデンの財産を所有していたとすれば、地代・財産税などで計約八—一〇グルデンとなる。すなわち、総支出は計四三七—

四八九グルデンとなり、最大収入から差し引くと六一―一三グルデンの貯蓄が可能になる。ここでも、収入の中間値を五〇〇グルデンと仮定して、おおよそ親方中間層では年一〇―一六〇グルデンの純益を想定していいのではあるまいか。⁽⁶⁸⁾

すでに明らかにしたように、同じ職布業でもバルヘント工の場合には、問屋制度を展開する大商人問屋主による親方の賃労働者化が進んでいた。こうした出来高払工親方の場合、年収は一六世紀前半に二四―三六グルデン、同世紀後半に五〇グルデンほどであったと推定される。一方、麻織物工は通常市民顧客のためだけに注文生産し、遠隔地市場向けに手工業が営まれておらず、その賃はきわめて安かった。したがって、バルヘント工は商人問屋主から搾取を受けたため、麻織物工はその生産が限定されていたために、財産を形成することはむずかしかつたといえる。また、次のことも考慮しておかなければならない。すなわち、製品価格がバルヘント、麻織物の順に（一五二四年にいずれも麻織物であるシェッター、グーグラの価格はそれぞれ三・二五、二・一グルデン）毛織物より安かったことである。羊毛ほど高くない木綿、麻を原料として使用し

ているにせよ、完成品の織物が利潤を多く生めない質のものであったのである。⁽⁶⁹⁾それゆえ、完成品価値の高い毛織物や皮革製品を生産する親方は、また富をなせる位置にあったといえる。⁽⁷⁰⁾

親方問屋主と賃労働者の両極分解はいうまでもなく、問屋主の中でもその組織力と労働の有無において大型問屋主と中小問屋主に分化していた金属加工業では、収入の格差も最も激しかったと考えられる。たとえば、一六世紀半ばにナイフ鍛冶では、富裕な親方問屋主は出来高払工たちに週五〇―一〇〇グルデンの仕事を与えていたといわれる反面、出来高払工の年収はわずかに二五―三七グルデンにとどまっていた。⁽⁷¹⁾

次に、賃銀公定のある建築業親方では、日給から二五〇日の労働日をもとに年収を計算すると、一五〇七年に二七グルデン、一五三五年に三五グルデン、一五五四年に五一グルデン、一五七七年に五八グルデン、一五九二年に七一グルデンとなる。もちろん、冬場は仕事が減るので、単純計算より賃銀は少なかつたはずである。ここで、毛織物工の独立小生産者の家計費を単純に応用すると、支出の方が多くなってしまう。そのうえ、一六世紀の価格革命によつ

て、とりわけ食費が世紀後半から多く支出された。支出の多さは、公定賃銀を上回る賃銀の上積み、建築主からもらう風呂代や酒手、また豚の屠殺人などの副業で一部カバーされたと考えられる。⁽⁷²⁾とはいえ、遺産目録で把握される建築業親方の三一名の遺産は五〇グルデン以下二六名で、貧しい下層の手工業者であったことから、上述の建築業親方の計算上の年収は親方として出来高払工と変わらない手工業者全体では下のランクの年収であったといえる（表3参照）。

さて、前述の屋根葺工のように魚の小売を正業にしてしまう者は別にして、どの職種にあっても収入の少ないものにとつて、副業は必然的であったといえる。その中でも比較的 success を収めたのは、食料品小売商を営んだ者たちである。遺産がそれぞれ二八九、一一三グルデンの錫容器工レーゲンスブルガー、柄工オッテラーは、ともに生産用具があることからみて自らの生業を放棄せず、副業として小売業を営んでいたか、あるいはその妻たちがこれを行っていたはずである。⁽⁷³⁾もし、親方が軍役についていたり、市中の警備役、その他の下級役人となった場合は、もはやその生業がやってゆけず自らの生業を放棄した証拠である。このよ

うな例は、針工をやめ大青測定人となり、大青商業の隆盛のゆえに遺産一九一グルデンを残したヤナバッハにみられる。⁽⁷⁴⁾

しかし、たいてい都市下級役人の遺産も一〇〇グルデンを超えないのがふつうである「表6」。穀物測定人やビール測定人といった下級役人は年給ではなく、穀物などから税を徴集するために市場で仕事をし、測定する量に応じて商人から支払われる手数料が収入となっていた。また、夜警や塔守りも臨時収入をのぞいて年約三一八・五グルデンしか支給されていなかった。これは、一六世紀に年給五〇〇グルデン、プラス臨時収入を受け取っていた参事会員および法律顧問、年収一〇〇グルデンを保障されていた医師といった都市の上級官吏・雇用者とは比べものにならない社会の最下層に生きる人々の収入額である。⁽⁷⁵⁾

四―二 職人

まず研究史上長い間最も職人に代表的とみなされてきた建築業の職人の賃銀をみると、年収は一五〇七年に二三グルデン（親方の八六％）、一五三五年に三二グルデン（同九〇％）、一五五四年に四一グルデン（同八二％）、一五七七

表6 16世紀遺産目録での下級役人と職人の財産（グルデン）

名前/職業	貸方	借方	財産	[年]
I. 下級役人				
ナーゲル/毛織物測定人 ⁺	714	50	664	[1546]
ロアー/果物測定人 ⁺	242	10	232	[1543]
ヤナバッハ/大青測定人 ⁺	191	0	191	[1529]
メルケル/穀物測定人 ⁺	88	10	78	[1553]
ヴェックナー/穀物測定人 ⁺	74	0	74	[1563]
ライホーファー/材木測定人 ⁺	47	0	47	[1538]
モーザー/ビール測定人 ⁺	77	42	35	[1538]
シュポルハック/補助書記 ⁺	37	7	30	[1558]
カルク/ビール測定人 ⁺	23	0	23	[1530]
シュテック/穀物測定人 ⁺	19	1	18	[1547]
ナイトハルト/穀物測定人 ⁺	10	0	10	[1547]
ダウム/中古品査定人 ⁺	2	4	-2	[1537]
II. 職人				
シュタイナー/理髪師 ⁺	46	9	37	[1543]
ヴィルヘルム/鞍工（デンマーク出身） ⁺	17	0	17	[1548]
ゲーパハルト/織布工（既婚）* ⁺	35	5	30	[1551]
シュニッツァー/織布工（既婚）	29	0	29	[1546]
シュトロベル/織布工（既婚）	27	0	27	[1545]
ツァイス/織布工（既婚） ⁺	23	0	23	[1552]
カストナー/織布工（既婚）	21	3	18	[1550]
カイル/織布工（既婚） ⁺	12	0	12	[1550]
ルーフ/織布工（既婚）* ⁺	22	14	8	[1537]
フェルトキルヒナー/織布工（既婚）	12	6	6	[1550]
ペッツ/織布工（既婚）	11	18	-7	[1544]

（出典：Stadtarchiv Nürnberg, Inv.,Nr. 4, 9, 14-17）

表7 賄費が職人最高賃銀に占める割合

職業	年間収入 (グルデン)	年間賄費 (グルデン)	割合 (%)	[年]
バルヘント工	24	10,25	43	[1535]
	42	10,25	24	[1566]
	42	17,33	41	[1571]
	42	7,8	19	[1576]
	50(13-26)	14	28(54-108)	[1587]
麻織物工	34,7	5,1	15	[1601]

（出典：Sakuma, Tuchmacher, S. 220f.）

年に四八グルデン（同八三％）、一五九二年に五四グルデン（同七六％）と計算される。この職人年収は親方と大差のないものであるが、それは親方・職人ともに建築主に雇用されたことからきている。⁽⁷⁶⁾他職種では、もちろん親方が雇い主となるから、参事会が仲裁的に賃銀を公定しない限り、親方の意のままに賃銀が設定される。

次に、建築業のほかに賃銀公定のある繊維業を考察してみよう。バルヘント工職人は、一六世紀に同職組合で出来高の賃銀公定があるにもかかわらず、一五八七年に週給六〇―一二〇ペニヒしか貰っていないと不平を述べている。

これは、出来高賃銀と週給が並存していたことの証拠であるが、週給をもとに計算すると年収は一三―二六グルデンとなる。これは、当時の賃銀公定によれば、最も賃のよい三印章ライプツィヒ様シッター（一〇〇エレ）の年一三―二六反に相当する。一方で、麻織物工職人は一六〇一年に週給一六〇ペニヒ（年三四・七グルデン）である。仮に週一反、すなわち年約五〇反を生産すれば、出来高賃銀は反当り一グルデンであるので、一六〇一年の麻織物工職人の年収は五〇グルデンと修正可能である。

ここで、麻織物工で仮定できる五〇反をバルヘント工職

人の生産量に適用し、時をさかのぼって考えると、一五六六年に二印章シッターは反当り二一〇ペニヒの出来高賃銀なので、年収は約四二グルデンである。一五三五年に最も賃銀のよい三印章太綾織を生産した場合、反当り一二〇ペニヒの出来高賃銀から年収は約二四グルデンと計算できる。もっとも、この試算はほぼ週一反から最高額を設定したもので、現実にはつねに最高賃銀の麻織物ばかりを生産したわけではないので、年収は明らかにこれより下回ると考えねばならない。⁽⁷⁷⁾

職人賃銀の問題点は、職人収入における賄費である。職人が包摂された家の家長である親方に、職人が払った賄費の割合は、マッシュケによれば一五世紀に二七―五〇％、R・エンドレスによれば、一六世紀に六七―八〇％にもなったという。⁽⁷⁸⁾結局、職人たちは食費を差し引かれた賃銀しか手元に残らなかつたことを看過すべきではない。また、こうした賄費の額は一定ではない。すなわち、一六世紀の「価格革命」に伴い、親方は食料品価格が高騰したおりに賄費の額を引き上げざるをえなかつたのである。逆に、一六世紀に貧しい織布工職人においてだけ賄費闘争が看取されるのは、彼らにとって引上げ額が妥協しえない額

であったからにほかならない。まず、バルヘント工職人には、一五三五年に週の賄費が二八ペニヒ（年約六グルデン）から五〇ペニヒ（年約一〇グルデン）に引き上げられた。一五七一年からの穀物価格高騰のおり、これはさらに週八〇ペニヒ（年約一七グルデン）に上昇した。パン価格が鎮静化するに伴い、一五七六年に賄費は三六ペニヒ（年約八グルデン）に引き下げられている。一五八七年に再度の穀物価格高騰で親方たちは、再び八〇ペニヒの賄費を参事会上申したが、怒った職人たちは週五〇ペニヒ（約一グルデン）以上払う気は毛頭ないと参事会に抗議した。いかなれば、職人の賃銀闘争が起こったのである。結局、参事会は仲裁せざるをえず、穀物価格が低下するまで週六五ペニヒ（年約一四グルデン）にすることで、双方をなだめることができたのである。⁽⁷⁹⁾

当時大人一人年間一ジュマーの穀物を消費し、そこから二キログラムのパンが百斤生産された。一五三〇年に六ペニヒ・パンは一九〇〇グラムしているので、年間一〇五斤必要である。そうすると、パン代は年間で二・五グルデンである。一五六五年には同じ六ペニヒ・パンは一四八五グラムしかなかったので、年間一三五斤必要であり、そ

の支出は三グルデン二ポンドになる。一五七一―七五年の穀物価格高騰時にはさらに三二五グラムに減少しているので、六一五斤（一四グルデン五ポンド）を消費することになる。⁽⁸⁰⁾それゆえ、親方が要求する賄費は一五三五年には過大であり、一五七一年には理にかなったものであると考えられる。もちろん、食物はパンだけではないし、葡萄酒やビールといった飲料も加わる。

麻織物工は一五七三年にはじめて賄費を週二五ペニヒ（年約五グルデン）徴集することにしたが、これは一六〇一年にもほぼ同額にとどまった。しかし、同年職人たちは、以前は週に半ポンド（二三七・五グラム）年一二・三キログラム）の肉を提供されたのに今はもうないこと、そのうえ値上がりしたろうそく代、風呂代、洗濯代を自分で支払えば賄費は高すぎると反対しているのである。バルヘルト工と麻織物工の職人の賄費が最高賃銀に占める割合を考察すると「表7」、食料品価格が安定しているときに一五―三〇%、高騰時に一〇〇%を超えていたことが推察される。⁽⁸¹⁾つまり、食費が穀価に連動して徴収されたために、職人の身入りは不安定きわまりなかったのである。このように、親方において職種間でかなりの年収差があった

と同様に、一口に職人といっても職種によって賃銀・賄いに大きな差があったことは明白であり、それは親方の富裕度と相関関係にあったと考えられる。

一方、一六世紀に最も高額の日給をえていたのは英国産毛織物仕上工の職人たちである。一五七二年に誕生間もないこのニュルンベルクでの新産業の職人たちは、「欺瞞や怠慢がおこらず、熱心に仕事がなされるよう」ハンブルクやアントワープより一シュテューバー高く九シュテューバー（八二ペニヒ）日給が与えられた。ここから計算すると、年収は八五グルデンにも及ぶ。もっとも、このとき一日一三時間労働を超過しないよう定められているように需要に供給が追いつかず、職人たちは盛んに長時間・休日労働をしてさらに出来高賃銀を稼いでいたのである。英国産毛織物染色工職人フースはアントワープから移住してきた一五六九年から七一年にかけての三年間で五〇〇グルデン、すなわち年約一六七グルデン貯蓄したといっている。これら二例は、花形産業の例外中の例外の高収入・高貯蓄である。⁽⁸²⁾つまり、高い技能が要求される当時の先端産業でだけ、輸出好調に相応して高い賃銀が支払われたというこ

五 結 論

本稿では、以下のような成果がえられた。まず、中世末・近世初期に市民中層を広範に形成した手工業者親方も、五〇〇グルデン以上の富裕層、二五〇―五〇〇グルデンの中間上層、五〇―二五〇グルデンの中間下層、五〇グルデン以下の貧困層に区分することができる。親方内部の階層分化を象徴する財は、不動産、現金、銀製品、原料である。すなわち、親方富裕層はたいはいこれら四つの財を所有し、親方中間層はこれら四要素のうち二以下を満たし、親方貧困層はこれらをまったく所有しない。親方の最大の財は、四〇―一〇〇グルデンの不動産である。

次に蓄財機会を考えると、生産用具が手工業生産、そして財産形成への起点であるが、決定的なのは原料である。原料は、不動産に次ぐ大きな財となるし、また大負債にもなりうる。手工業者として成功するためには、いかに有効に原料を仕入れ、完成品を売りさばいてゆくかが重要だった。ここから進んで、輸出手工業においては、問屋制度を梃子にした生産の合理化および拡大によって親方は富裕に

なれたが、局地手工業では小売商業が富を築く最も一般的な方法であった。パン屋、肉屋には原料の卸売・小売商業が禁止されていたが、原料の小売（又売り）は秘密裡に行われていたのである。また、仕立屋においては生地の小売商業が蓄財機会としてあげられる。一方、生産の展開および商業機会がないゆえに、麻織物工、建築業の親方は貧しくなるのである。

最後に、財産と収入・支出とは見事なほどに対応関係にある。すなわち、少なくとも輸出手工業では親方問屋主（富裕層）は、年間一〇〇—二〇〇グルデンの貯蓄が可能であった。一方、独立小生産者（中間層）の貯蓄は年間一〇—一六〇グルデンほどと推定される。ところが、親方貧困層は低収入であり、飢饉になればたちどころに食べられなくなってしまう。親方貧困層は全親方の約三分の二を占めており、富裕な親方のもとに暮らす独身職人のほうが実入りがよかったほどである。貧しい親方は生産用具すらもてず、間借りをして、粗末な食事をし、藁布団に寝る。富裕な親方は銀の皿、金銀鍍金のロザリオを買い、青・赤・緑などカラフルで毛皮などが裏打ちされた素材のよい高価な衣服を身にまとい、ふかふかの羽根布団に寝る。親方中間

層・貧困層が鳥きん類を飼育したのは、食べることに稼ぐことの両面において選択の幅を広げようとしたからである。食べるのが困難な時代に、親方は職人から賄費を求め、これを穀価に連動させて危機を乗り越えようとした。親方に雇用された職人の収入・支出も、ほぼ職種の富裕・貧困度に対応している。建築業では、親方、職人ともに建築主に雇われるために、親方は親方層では最貧困層に属するが、職人は職人層からみれば高い収入レヴェルであることが確認された。

史料 鉄環工ハンス・ダウムの遺産目録

(表4のNr. 68' Inv. 16/163v-165r)

(fol. 163v) 次のことがあまねく知られるべきである。ニュルンベルク市民であり、鉄環工のハンス・ダウムの死後、彼の妻である私バルバラは、今日付で私のすべての財産と所有物、そして私の夫がのこした財産と所有物を、都市裁判所で誓約した仲買人バルバラ・ヴァイスに査定させたらうえで、拾い上げ、委細を記す。それは、以下のごとくさまざまである。これは、私の愛する夫ともうけた、未成年の娘であるドロテアの法定後見人である鉛工の老ヨルク・シュルター、甲冑工の若ヨルク・シュルターの立ち合いのもと、また同じく私の愛する夫ともうけた存命の成人の子供

たち、ミツヒェル、クーニグント、エルス、アンナの立ち合いのもとに行われた。一五四七年八月七日、日曜日。まず第一に、銀食器。円形支えの上のわずかに金鍍金された銀製小皿一枚、重量一三ロート一クイントラーペニヒ、一ロート当り六ポンド一五ペニヒで一〇グルデン二ポンド一五ペニヒ。鉄環工同職組合に固有の生産用具。鉄環工同職組合の三人の宣誓親方に査定させたところ、まず万力台三つ、金床三つ、その他やすり、ハンマーなどの生産用具、あわせて四・五グルデン。ふいご一本、その他鍛冶道具三・五グルデン。錫食器。同じく錫食器全部で重量一七一ポンド。ポンド当り二五ペニヒで一六グルデン八ポンド三ペニヒ。同じく真鍮食器重量二三ポンド。(fol. 164r)ポンド当り一八ペニヒで一グルデン五ポンド一二ペニヒ。同じく銅食器二五ポンド。ポンド当り二五ペニヒで二グルデン四ポンド一ペニヒ。さらに古い二本の支え付き重量八ポンドの銅釜一つ。ポンド当り一八ペニヒで四ポンド二四ペニヒ。部屋の中。銅支え付き水屋一棹七グルデン。古い小水屋一棹三ポンド。鉛容器二個、小容器一個、小支え一個計〇・五グルデン。机二つ〇・五グルデン。長椅子一つ二五ペニヒ。古い背もたれ付き椅子一つ一四ペニヒ。小箆筒一つ二一ペニヒ。肘掛椅子一つ二一ペニヒ。食器の棚板二つ、一ポンド一二ペニヒ。剪定挾三本、ほうき一本、家挾一本、匙入れの籠一つ、全部で三グロッシェン、すなわち二一ペニヒ。コップ九個と飲料容器一個、一八ペニヒ。寝具類。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団三枚、

詰物一つ、クッション二つ、掛布団一枚計一八グルデン。子供用寝台一つ、〇・五グルデン。同じく二階の部屋に寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、詰物一つ、シート二枚、掛布団一枚計六グルデン。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、小詰物一つ、シート二枚、小掛布団一枚四グルデン。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、掛布団一枚、詰物一つ、七グルデン。男性・女性衣服。前部が緑色がまざった灰色の縁付き黒色の外出用上着一着二グルデン。古い灰色の靴下二足一五ペニヒ。黒色のアラス織の男性用マント一着五グルデン。黒色のマント一着四グルデン。黒色の毛皮縁のついたバルヘントのスカート一着〇・五グルデン。短い女性マント一着六グルデン。黒色のアラス織の高襟付頭飾り一枚一・二五グルデン。(fol. 164v)黒色の前掛け一着一グルデン。金糸のリボン付ベール一つ〇・二五グルデン。狐皮の裏地付黒色のアラス織の頭飾り一枚〇・七五グルデン。黒色の皮のベレー一つ〇・五グルデン。洋服の入った箆筒一棹〇・七五グルデン。麻織物類。シート三枚〇・七五グルデン。テーブルクロス二枚七ポンド。柄付テーブルクロス一枚〇・五グルデン。格子柄のナプキン一枚二ポンド三ペニヒ。ヴェルク(くず麻糸)のテーブルクロス三一ペニヒ。ナプキン一枚二ポンド。男用シャツ二ポンド三ペニヒ。下着一枚、胸までのシャツ二枚、前掛け裏地一枚〇・五グルデン。箆筒一棹一ポンド二〇ペニヒ。台所用品。箆筒二棹〇・五グルデン。未洗いの麻糸玉重量一七ポンド、ポンド当り三六ペニヒで二

グルデン三ポンド一八ペニヒ。台所用水屋一棹一グルデン。長い小長持ち一棹二ポンド三ペニヒ。小簞笥一棹一ポンド一ニペニヒ。皿入りの皿入れ二つ一八ペニヒ。祈禱用椅子三脚二ポンド三ペニヒ。紡車一個、糸枠一つ、糸巻棒一つ、〇・五グルデン。フライパン一個八ペニヒ。小机一つ、三脚椅子二つ、一ポンド一ニペニヒ。小さい秤一つ二ポンド三ペニヒ。梯子一つ二〇ペニヒ。台所用水差一棹三ポンド。古い椅子一つ四ペニヒ。小さい皮製の椅子クッション二ポンド三ペニヒ。洗い鉢二つ、小さい戸棚一つ、小さい床几二つ、一〇ペニヒ。(fol. 165r) 洗濯用桶一つ〇・七五グルデン。糸枠一つ、風呂用皿四ペニヒ。手洗い用舟型桶二つ、二〇ペニヒ。すべての財産と所有物の総計一一三グルデン七二ペニヒ。⁽⁸³⁾引き続き私の債務。すべての債務合計一〇グルデン。そのよ
うな債務一〇グルデンをこの遺産目録の全財産から差し引くと、
残額一〇三グルデン二七ペニヒ。

以上、私こと上述のバルバラ・ダウムは、現時点でこれ以上財を付け足したり、届け出ることとは不可能である。しかし、短期間あるいは長期間に異議や申立てで、この遺産目録に示されたもの意外の財を聞き知ったり、気づいた場合には、そのようなものを誠実かつ決してなおざりにせず、誠意をもってこの遺産目録に付け加え、届け出ることとする。同上八月七日。夫人は、後見人の立ち合いのもと、この遺産目録を裁判所にて通例の宣誓により証言した。一五四七年九月一二日、月曜日。(傍線部分は太字)

註

- (1) E. Maschke, *Mittelschichten in deutschen Städten des Mittelalters*, in: Ders. u. J. Sydow (Hg.), *Städtische Mittelschichten*, Stuttgart 1972 (ZfL MS 2 略記), S. 13, 19. Ders., *Die Unterschichten der mittelalterlichen Städte Deutschlands*, in: Ders. u. J. Sydow (Hg.), *Gesellschaftliche Unterschichten in den südwestdeutschen Städten*, Stuttgart 1967 (ZfL u. US 2 略記), S. 23f., 58. F. Blendinger, *Versuch einer Bestimmung der Mittelschicht in der Reichsstadt Augsburg vom Ende des 14. bis zum Anfang des 18. Jahrhunderts*, in: MS, S. 58 (Abb. 2). G. Wunder, *Unterschichten der Reichsstadt Hall*, in: US, S. 104. Ders., *Die Sozialstruktur der Reichsstadt Schwäbisch Hall im späten Mittelalter*, in: Th. Mayer (Hg.), *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, Konstanz und Stuttgart 1966, S. 41-43, 45f.
- (2) Maschke, *Unterschichten*, S. 59, *Mittelschichten*, S. 3-8. 諸田実『フッガー家の遺産』有斐閣一九九四年、一八四ページ以下。
- (3) ここでは数ある文献の中で、B.-U. Hergemöller (Hg.),

Randgruppen der spätmittelalterlichen Gesellschaft, Warendorf 1990, S. 1ff.だけを挙げておく。

(4) Blendinger, a. a. O., S. 41f.

(5) Maschke, Mittelschichten, S. 19f., 22f., Unterschichten, S. 23ff., P. Eitel, Die politische, soziale und wirtschaftliche Stellung des Zunftbürgertums in den oberschwäbischen Reichsstädten am Ausgang des Mittelalters, in: MS, S. 88, 91.

(6) 拙稿「親方問屋主と賃労働者」『社会経済史学』六二—五(一九九七年)、六四ページ以下、八三ページ。

(7) 相沢隆「中世後期南ドイツ都市における生活水準について」『東京大学教養学部外国語科研究紀要』三八—(一九九一年)一〇—ページ以下参照。

(8) K. Schulz, Handwerksgelesen und Lohnarbeiter. Untersuchungen zur oberheinschen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts, Sigmaringen 1985, S. 315ff., 430ff.

(9) 拙稿「親方問屋主と賃労働者」八〇ページ以下。

(10) Stadtarchiv Nürnberg (市立ニルンベルク古文書館), Inventarbücher, Nr. 4, 9, 14-17 (以下 Inv. と略記)の遺産目録(この種のものとしては全ヨーロッパで最も早期のもの)のひとつである(一五二九—八六年で六巻残存)。本稿で

は職業の判明する全手工業者三二四例、都市下級官吏一二例、職人一一例、計三四七例の遺産目録を見通した。親方の内訳は、金属加工業一五五例、繊維・衣服業三七例、皮加工業二八例、建築業三一例、食料品生業一七例、木加工業一五例、製本、製紙業四例、土加工業一一例、サービス業四例、芸術手工業四例である。本来親方ではないが、日雇い一二例、菜園業者・農業日雇い六例も親方層に組み入れた。この業種別の数値をみる限り、この都市の産業構成が如実に反映されている。この史料については、拙稿「親方問屋主と賃労働者」六二ページ以下参照。

(11) 拙稿「親方問屋主と賃労働者」六三ページ。G. Möncke (Ausgewählt und übersetzt), Quellen zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte mittel- und oberdeutscher Städte im Spätmittelalter, Darmstadt 1982, S. 226-229, E. Mummenhof, Die Handwerker in der deutschen Vergangenheit, Leipzig 1901, S. 27.

(12) Bayerisches Staatsarchiv Nürnberg (バイエルン州立ニルンベルク古文書館), Akten des Siebenfarbigen Alphabets, Nr. 100.

(13) H. Haller, Größe und Quellen des Vermögens von hundred Nürnberger Bürgern um 1500, in: Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Nürnbergs, hg. v. Stadtarchiv

- Nürnberg, Bd. I, Nürnberg 1967, S. 118-120, R. Endres, Zur wirtschaftlichen und sozialen Lage in Franken vor dem Dreißigjährigen Krieg, Jb. f. fränk. Landesforschung 28 (1968), S. 18.
- (14) Maschke, Mittelschichten, S. 19.
- (15) Blendinger, a. a. O., S. 43, Werner Schultheiß, Die Mittelschicht Nürnbergs im Spätmittelalter, in: MS, S. 146.
- (16) 拙稿、親方問屋主と賃労働者、六四ページ以下、拙稿「職組合と問屋制度―中世末・近世初期ニュルンベルク―『史観』一三三冊（一九九五年）」六四ページ以下。
- (17) Inv. 4/22r, v, 42r, 42v, 16/111r, v, 112r, 17/167v, なみなに大富豪ヴィアーティスが一五六九年に門閥家門から購入した邸宅は六三〇〇グルデンであった。G. Seibold, Die Viatis und Peller, Köln und Wien 1977, S. 22, 諸田、前掲書、二二二―二二三ページ。
- (18) Inv. 4/54r, 133v, 9/49r, 14/173r, 15/107r.
- (19) H. Sakuma, Die Nürnberger Tuchmacher, Weber, Farber und Bereiter vom 14. bis 17. Jahrhundert, Nürnberg 1993, S. 187f., 拙稿、親方問屋主と賃労働者、八二ページ以下参照。
- (20) 拙稿、親方問屋主と賃労働者、七四ページ以下。
- (21) Inv. 4/1r, v, 47r, 15/4r, 16/38r, 17/37r.
- (22) Inv. 4/53v, 60r, 92r, 101r, 9/82v, 87r, 98r, 149r, 153v, 160v, 161r, 193r, 200r, 217r, 14/15r, 32r, 41v, 50r, 78v, 157v, u. passim.
- (23) Inv. 4/1r, v, Sakuma, a. a. O., S. 188.
- (24) Inv. 9/31r-34r.
- (25) 拙稿、親方問屋主と賃労働者、八二ページ。
- (26) Inv. 4/49r, 138r, 148r, 164r, 9/146r, 173r, Sakuma, a. a. O., S. 189f.
- (27) 拙稿、親方問屋主と賃労働者、八二ページ。
- (28) 鉄は同五一八ペニヒの評価額しかなかったし、木製品もかなり安い評価を受けている。Inv. 4/116v, 123v, 9/12v, 122r, 122r, 17/118v, Sakuma, a. a. O., S. 195f.
- (29) Inv. 14/4r, v, 七二四グルデンという最大の債務を負った真鍮盤製造工トッツナー（第三二〇位）については、拙稿、親方問屋主と賃労働者、七六ページ以下。なお最下位（第三二四位）は、債務三二六グルデン、遺産額マイナス二四四グルデンの石切エローレンツである。
- (30) Sakuma, a. a. O., S. 190f.
- (31) Inv. 4/135r, 148r, 9/77r, 14/85v, 17/158v.
- (32) Sakuma, a. a. O., S. 211.
- (33) Sakuma, a. a. O., S. 193f.

- (34) Sakuma, a. a. O., S. 192.
- (35) Sakuma, a. a. O., S. 193.
- (36) Sakuma, a. a. O., S. 195f.
- (37) Sakuma, a. a. O., S. 196.
- (38) O. Borst, *Alltagsleben im Mittelalter*, Frankfurt am Main 1983, S. 362.
- (39) H. Hofmann, *Die Getreidehandelspolitik der Reichsstadt Nürnberg*, Phil. Diss. Erlangen 1912, S. 58.
- (40) Sakuma, a. a. O., S. 196, 198f.
- (41) Inv. 4/204r-212v.
- (42) H. - J. Künast, *«Getruckt zu Augspurg»*. Buchdruck und Buchhandel in Augsburg zwischen 1468 und 1555, Tübingen 1997, S. 147.
- (43) Sakuma, a. a. O., S. 108, 247f.
- (44) Inv. 4/9r.
- (45) C. L. Sachs, *Metzgergewerbe und Fleischversorgung in der Reichsstadt Nürnberg bis zum Ende des 30-jährigen Krieges*, Mitt. d. Ver. f. Geschi. d. Stadt Nürnberg 24 (1922), S. 1-4.
- (46) Sachs, a. a. O., S. 71, 76-81, 106-108, 128.
- (47) Sachs, a. a. O., S. 123-131.
- (48) J. Baader, *Nürnberger Polizeiordnungen aus dem XIII bis XV Jahrhundert*, Amsterdam 1966 (ND), S. 214ff., *Bayerisches Staatsarchiv Nürnberg, Amts- und Standbücher* (AStB-複製), fol. 195v-197r.
- (49) E. Maschke, *Städte und Menschen*, Wiesbaden 1980, S. 431, 回覧雜抄「廿世後期の自由」『一橋論叢』八七一四(一九八二年)「四一五ページ」。
- (50) Hans Sachs, *Werke*, Bd. 22, hg. v. A. v. Keller und E. Goetze, Hildesheim 1964 (ND), S. 53.
- (51) Hofmann, a. a. O., S. 72, 75.
- (52) Hofmann, a. a. O., S. 37f., 81-87, 100, 105, 107, 109.
- (53) AStB, fol. 198r-v.
- (54) A. Bartelmeß, *Chronik des Nürnberger Bäckerhandwerks 1302-1982*, Nürnberg 1982, S. 51.
- (55) Baader, a. a. O., S. 133.
- (56) Inv. 4/25r, 35r, 61r, 99v, 101r, 135r, 9/11r, 111v, 112r, 14/80r, 117r, 16/179r, 17/148r, 174r, u. passim.
- (57) AStB, fol. 274v-275v, 278v.
- (58) 拙稿「親方問屋主と賃労働者」六四一七四ページ。
- (59) Sakuma, a. a. O., S. 205.
- (60) Sakuma, a. a. O., S. 205. 最も高価な毛織物は最も品質の高い羊毛を使用していたが、それでも質の悪い羊毛も混ぜて使っていたので「シェントナー当り六」七「ハグルデン

- の羊毛を三分の一ずつ使用したと仮定した。
- (60) Sakuma, a. a. O., S. 205. 拙稿「中世末・近世初期におけるニュルンベルクの毛織物・染色業」『社会経済史学』五五—三(一九八九年)、四九ページ。
- (61) 縮絨賃については、麻が一反当り(一〇〇ヘレ)一ペニとしており、毛織物も一反当り一ペニヒと仮定した。染色賃については、ポンド当り一ペニヒ、つまりツェントナー当り一〇〇ペニヒとし、さらに赤色二〇反、黄色と緑色それぞれ一〇反と仮定した。Sakuma, a. a. O., S. 160, 拙稿「毛織物・染色業、四八ページ参照。
- (62) U. Dirlmeier, Untersuchungen zu Einkommensverhältnissen und Lebenshaltungskosten in oberdeutschen Städten des Spätmittelalters, Heidelberg 1978, S. 442. 飲食の内容については、相沢、前掲論文「一一四—一二〇ページが詳しい。
- (63) 職人一人に一年間で胴着とズボン各一着(半グルデン)、シャツ一枚三ポンド、四足の靴三ポンド、帽子一つ一ポンドを現物支給すると仮定した。Inv. 4/29r (靴屋の完成品二一ペニコ)、Sakuma, a. a. O., S. 373. この現物給与の基礎は、Dirlmeier, a. a. O., S. 280だが、三一六グルデンもする上着が職人に支給されたとは考えられないので除外した。
- (64) Dirlmeier, a. a. O., S. 253-257.
- (65) Sakuma, a. a. O., S. 261.
- (66) I. Bog, Wachstumsprobleme der oberdeutschen Wirtschaft 1540-1618, Jb. f. Nationalökonomie und Statistik 179 (1966), S. 500は、「上層親方の収入を約二〇〇グルデンほどとみただけである。
- (67) Sakuma, a. a. O., S. 143-148. 拙稿「毛織物・染色業、四三—四五ページ。
- (68) Sakuma, a. a. O., S. 216.
- (69) Sakuma, a. a. O., S. 206, 拙稿「親方問屋主と賃労働者、八—一ページ。
- (70) エッシェン皮革は一五三〇—三八年に三—三三グルデンに上った。Inv. 4/138r, 9/146r.
- (71) 拙稿「親方問屋主と賃労働者」六七ページ以下、八—一ページ。
- (72) P. Fleischmann, Das Bauhandwerk in Nürnberg vom 14. bis zum 18. Jahrhundert, Neustadt/Aisch 1985, S. 150, Schulz, a. a. O., S. 441.
- (73) Inv. 4/152v, 9/227r, 15/70r.
- (74) Inv. 4/63v-66r.
- (75) Endres, Franken, S. 24.
- (76) Fleischmann, a. a. O., S. 150.
- (77) Sakuma, a. a. O., S. 129, 214-218.

- (78) Maschke, Unterschichten, S. 33, R. Endres, Zur Lage der Nürnberger Handwerkerschaft zur Zeit Hans Sachs, Jb. f. fränk. Landesforschung 37 (1977), S. 112.
- (79) Sakuma, a. a. O., S. 220f., 拙稿「近世南東ドイツの職人運動」『歴史学研究』六五一号（一九九三年）、九九ページ。
- (80) Endres, Franken, S. 23, 32f., Inv 4/135r, v.
- (81) Sakuma, a. a. O., S. 222.
- (82) Sakuma, a. a. O., S. 219.
- (83) あらゆる財を足してゆくと、正確には一一九グルデンー
 ニクニヒと計算される。